本号で公布された法令のあらまし

◇**国土調査法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六九号）（国土交通省）

1　地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の結果を示す地図に表示すべき事項として、登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点のうち街区の形状に係るものの現地における位置等を追加することとした。（第二条関係）

2　土地分類調査の基準の設定のための調査の結果を示す地図及び簿冊に表示すべき事項として、土地の利用の可能性を把握するために参考となるべき国土交通省令で定める過去の土地の利用状況を追加することとした。（第二条関係）

3　地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量を行う国の機関を国土交通省とすることとした。（第三条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

国土調査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年七月十六日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百六十九号

国土調査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第六項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第六号中「基き」を「基づき」に改める。

第二条第一項中「左の各号の」を「次に」に改め、同項第一号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「一千分の一」を「千分の一」に改め、同項第三号中「左に」を「次に」に改め、同項第四号を削り、同項第四号の二イを次のように改める。

イ　地籍基本調査図

名称

番号

縮尺

座標系の名称又は記号

図郭線及びその数値

基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置

隣図との関係

地番区域の名称

地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の位置及び番号

市街地にあつては、街区の形状並びに不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点（以下このイにおいて「登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点」という。）のうち当該街区の形状に係るものの現地における位置

市街地以外の地域にあつては、登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点のうち三筆以上の土地の境を構成するものの現地における位置

第二条第一項第四号の二を同項第四号とし、同項第七号中「左に」を「次に」に改め、同号イを次のように改める。

イ　地籍図

名称

番号

縮尺

座標系の名称又は記号

図郭線及びその数値

基本測量三角点、基本測量水準点及び基準点の位置

土地利用及び工作物の現況

隣図との関係

地番区域の名称

毎筆の土地の境界線及び地番

第二条第一項第七号を同項第十一号とし、同項第六号中「基いて」を「基づいて」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「左の」を「次の」に、「一千分の一」を「千分の一」に改め、同項第四号の六中「左に」を「次に」に改め、同号ロ中「基く」を「基づく」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の五中「左に」を「次に」に改め、同号イ及びロ中「土じょう」を「土壌」に、「浸しよく」を「浸食」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の四中「左に」を「次に」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の三中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「地形の成因別及び性状別分布状況又は表層地質若しくは土じょうの性状別分布状況」を「地形の成因別及び性状別分布状況又は表層地質若しくは土壌の性状別分布状況」に改め、同号ロ中「地形、表層地質又は土じょうの特性」を「地形、表層地質又は土壌の特性及び土地の利用の可能性を把握するために参考となるべき国土交通省令で定める過去の土地の利用状況」に改め、同号を同項第五号とする。

第二条第二項中「除く外」を「除くほか」に改める。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量

国土交通省

第三条第二項中「基く」を「基づく」に改める。

第十四条中「別表第六」を「別表第五」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条及び第十三条を削る。

第十一条中「法第十九条第二項」を「同条第二項」に改め、同条を第十九条とする。

第十条第四項中「第八条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第九条を第十七条とする。

第八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「誤若しくは第六条」を「誤り若しくは第十四条」に、「の写」を「の写し」に改め、同条を第十六条とする。

第七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条を第十五条とする。

第六条中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条を第十四条とする。

第五条の三を第十三条とする。

第五条の二中「左に」を「次に」に、「あわせ」を「併せ」に改め、同条を第十二条とする。

第五条を第十一条とし、第四条の七を第十条とし、第四条の六を第九条とし、第四条の五を第八条とする。